

平成30年度 農業委員会事務局 方針書

農業委員会事務局長 赤川和美

1. 農業委員会事務局の使命（役割）

会長の指揮を受け、農業委員・農地利用最適化推進委員・事務局が一体となって、農地法等により、その権限に属された事項について適正な許認可業務を行い、また担い手への農地利用の集積と集約化・遊休農地の発生防止と解消・新規参入の促進を図りながら、農地利用の最適化を推進する。農業者の公的な代表機関として農家の声を農政活動に反映させ、農家経営の安定化を図りながら地域農業の発展をめざす。

2. 平成30年度における課題（前年度の振り返りから）

- ・農業委員会法の改正に伴って農業委員会体制が大きく変わり、移行後の農業委員と農地利用最適化推進委員の活動に停滞が生じないよう万全を期す。
- ・農地中間管理事業の普及と、制度を活用した担い手への農地集積と集約化を推進する。
- ・遊休農地の発生防止と解消のため、農地利用の適正化を図る農業委員会活動を継続する。

3. 平成30年度の『スローガン』

優良農地を守り、農地利用の最適化を推進しよう！

4. 年度目標となる方針（目標）

- ・農業委員会法改正に伴う、新体制の構築と円滑な移行
- ・新たな農地利用最適化推進委員の、地域活動の展開と農業委員との連携
- ・権限に属された事項の適正執行と、農地利用最適化活動の推進
- ・農業者への情報提供の推進と、農業委員会活動の広報

5. 重点取組項目

(1)	項目	新農業委員会体制の構築と、円滑な移行
	取組内容	<ul style="list-style-type: none">・農業委員による、運営委員会や専門部会等の設置と、新組織体制の構築・農地利用最適化推進委員による、役員会や特別分科会等の設置と、組織体制の構築・農業委員と農地利用最適化推進委員による、農地利用最適化推進連携会議や連携分科会等の連携体系の構築・農業委員と農地利用最適化推進委員の業務の明確化と、8地域内での連携活動体制の構築・農業委員と農地利用最適化推進委員の、集合型研修への参加促進と分散型研修の開催
(2)	項目	農業委員と農地利用最適化推進委員の連携と、実践活動の展開
	取組内容	<ul style="list-style-type: none">・農地等の利用の最適化の推進に関する指針(法第7条第1項)の策定・地域の未来をえがく！秋田農地利用最適化推進1・2・3運動の実施・農地パトロールの実施と、農地の有効活用の推進・遊休農地所有者への農地利用調査と意向調査の実施、農地中間管理事業等の活用促進・法定化された農地台帳の整備に向けた、農地関連情報の掌握・農地利用集積の仲介と、担い手農家の経営規模拡大への支援、新たな担い手農業者の育成
(3)	項目	農業委員会活動の取組み強化と、広報活動の展開
	取組内容	<ul style="list-style-type: none">・年間活動計画及び活動実績の公表・農業委員会総会の公開と、詳細議事録の公表・農業者や新規就農者への情報提供の推進・農地情報の収集・整理・分析・提供の実施と、農地の利用増進と利用調整の推進・教育現場と連携した食農教育事業の展開と、図画作文コンクールの実施・農業新聞への掲載、種苗交換会でのパネル展、農業委員会だより等での広報活動の展開

6. 方針に対する年度上期（4月～9月）の取組みの状況 【現状】

(1)新農業委員会体制の構築と、円滑な移行

- ・4/2農業委員辞令交付式、4/17農地利用最適化推進委員委嘱書交付式を行い、改正農委法による新たな横手市農業委員会に移行
- ・旧体制の1運営委員会・4専門委員会を、1運営委員会・2専門委員会に再編して新体制を構築
- ・新設の農地利用最適化推進委員について、推進委員会議と役員会を設置し、地域を越えた活動と相互連携ができる体制を構築
- ・両委員を対象とした研修計画を作成し、毎月制度や活動方法などの研修を実施

(2)農業委員と農地利用最適化推進委員の連携と、実践活動の展開

- ・農業委員と農地利用最適化推進委員の合意のもとで、活動の指標となる「横手市農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を策定
- ・農地利用最適化推進運動として、市内23地区501農家を対象にアンケート調査を実施
- ・新体制に移行し初となる農地パトロールと農地利用状況調査を、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して合同実施

(3)農業委員会活動の取組み強化と、広報活動の展開

- ・7月(グリーンツーリズム)と3月、全国農業新聞に記事を掲載して横手市農業委員会活動を紹介
- ・第141回種苗交換会で、横手市食育活動コーナーを設置して活動を紹介
- ・9/13、浅舞小学校の2年生40人に、搾乳体験と食農教育事業を実施

7. 年度下期（10月～3月）に向けた課題と取組みの方針【ギャップと対策】

(1)新農業委員会体制の構築と、円滑な移行

- ・農業委員、農地利用最適化推進委員と事務局が、相互協力の下で活動を展開するよう組織力を強化

- ・法的な活動について、農業委員と農地利用最適化推進委員の役割の明確化
- ・農業委員と農地利用最適化推進委員の、代表者会議を開催しての連携強化の推進

(2)農業委員と農地利用最適化推進委員の連携と、実践活動の展開

- ・「横手市農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に掲げた目標の達成に向け、各委員活動を支援
- ・農地利用最適化推進運動として展開したアンケート調査を取り纏め、その結果を委員にフィードバックしながら集積活動等を推進
- ・農地利用状況調査の結果を踏まえ、利用意向調査書を発出して遊休農地の発生防止と解消を推進

(3)農業委員会活動の取組み強化と、広報活動の展開

- ・農業委員会だより等の広報紙での委員会活動の紹介、農地賃借料情報や農作業標準料金等、農家が必要とする情報の適時提供
- ・各委員の活動記録の徹底による、委員活動の重要性の意識向上と、農地利用の効率化と高度化の促進
- ・「人・農地プラン」会議への参画
- ・改正農業委員会法による新横手市農業委員会が、これまで以上に地域農業者の役に立つよう、委員活動と合議体としての組織活動を推進

8. 総括 取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】

(1)新農業委員会体制の構築と、円滑な移行

- ・改正農業委員会法による、新たな横手市農業委員会に移行できた。
- ・農業委員と農地利用最適化推進委員の合意の下、両委員の組織体制と、両組織に事務局を加えた連携体制を構築できた。
- ∴今後、新設の農地利用最適化推進委員の地区展開を強化し、農地利用最適化推進を推し進めていく。

(2)農業委員と農地利用最適化推進委員の連携と、実践活動の展開

- ・農業委員と農地利用最適化推進委員の連携した協議の下、「横手市農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めることができ、またその目標達成に向けても取組むことができた。
- ・農地利用最適化推進の取組みとして、市内23地域の合計501農家を対象に農地最適化に関するアンケートを実施し、顔の見える実践活動を展開できた。アンケートは、内容を充実させながら継続実施する。
- ∴今後、アンケートや農地利用状況調査結果を踏まえ、指針を基に農地利用最適化を推し進めていく。

(3)農業委員会活動の取組み強化と、広報活動の展開

- ・委員の周知、委員会活動の広報、賃借料や農作業料金等、農家が必要とする情報の適時提供ができた。
- ∴今後、新横手市農業委員会がこれまで以上に地域農業者の役に立つよう、委員活動と合議体としての組織活動を推し進めていく。